宝くじの社会貢献広報事業による助成金で防災資機材を整備しました！

●問合先　市役所交通防災課　内線 138

みずき野・久保ケ丘三丁目地区の自主防災組織では、財団法人自治総合センターが募集した「コミュニティ助成事業」による宝くじ助成金を受けて、防災資機材を整備しました。

●みずき野地区

●購入したもの

トランシーバー、二つ折り担架

●久保ケ丘三丁目地区

●購入したもの

防災倉庫、かまど、リヤカー、発電機、ガソリン携行缶、ラジオ、台車、レスキューキャビネット、折畳み車椅子

各防災組織では「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、自主的な防災活動に積極的に取り組んでいます。今後も、安心して暮らせる地域づくりの推進にご協力をお願いします。

あなたにも、マイナンバー　始まります！ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは？

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度により変わること

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。
- 真に手を差し伸べるべき方を見つけることが可能となります。
- 大災害時における、真に手を差し伸べるべき方に対する積極的な支援に活用できます。
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られます。
- ＩＴを活用することにより、添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上します。
- 行政機関から国民に利用可能な行政サービスをお知らせすることが可能となります。

マイナンバー利用に当たっての注意

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

主なスケジュール

●平成 27 年 10 月～

住民票を有する全ての市民に、12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

●平成 28 年 1 月～

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。希望者には個人番号カード（顔写真付きのＩＣカード）が交付されます。

●平成 29 年 1 月～

国の機関同士での情報連携が開始されます。

●平成 29 年 7 月～

地方公共団体等でも情報連携が開始されます。

マイナンバーに関する不明な点について、コールセンター（全国共通ナビダイヤル）で対応しています。9:30 ～ 17:30（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）にお問い合わせください。

- **日本語窓口　☎ 0570－20－0178**
- **外国語窓口　☎ 0570－20－0291**